

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第17条に規定する利用料金の減免に関する取扱いの判断基準

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成25年9月27日条例第32号）第17条に規定する利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 専用使用

(1) 減免の対象範囲

施設		施設		設備器具	電気、水道代
			準備又は原状回復		
メッセウイング・みえ	展示場	○	○	○	
	商談室1	○		○	
	商談室2	○		○	
	2階大研修室	○		○	
	1階中研修室	○		○	
	2階中研修室	○		○	
	2階会議室	○		○	
	特別会議室	○		○	
	ギャラリー	○	○	○	
サオリーナ	メインアリーナ	○	○	○	
	サブアリーナ	○	○	○	
	プール	○	○	○	
	フィットネススタジオ	○	○	○	
	多目的室1	○	○	○	
	多目的室2	○	○	○	
	控室	○	○	○	
三重武道館	柔剣道場	○	○	○	
	弓道場	○	○	○	
その他	レストランスペース				
	テナントスペース				
	屋外展示場及び多目的広場	○			
	その他指定管理者が認める場所				
<p><b>【備考】</b> 上記「○」を減免対象とする。</p>					

(2) 減免の基準

施設	減免区分	使用目的（事業内容）
メッセウイング・みえ	全額免除	本市が主催する事業で、市長が特に必要があると認めるもの
	半額免除	本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する事業
	2割免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市が経費の一部を負担して後援する事業</li> <li>2 国又は三重県が主催する事業</li> <li>3 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う産業振興団体（以下「産業振興団体」という。）が主催する公益性の高い事業で、市長が必要と認めるもの</li> </ol>
サオリーナ・三重武道館	全額免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市が主催し、又は本市が経費の一部を負担して共催する事業</li> <li>2 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行うスポーツ振興団体（以下「スポーツ振興団体」という。）が主催し、又は経費の一部を負担して共催する公益性の高い事業</li> <li>3 本市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、当該区域内において活動を行う公共的団体（以下「公共的団体」という。）が主催し、又は経費の一部を負担して共催する公益性の高い事業</li> <li>4 本市の区域内に所在する保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校が行う事業（中学校又は義務教育学校のクラブ活動を除く。）</li> <li>5 開館又は周年記念として特別に行う事業</li> </ol>
	半額免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国又は三重県が主催し、又は経費の一部を負担して共催する事業</li> <li>2 スポーツ振興団体に加盟し、若しくは当該団体を構成する団体又はこれに類する団体が主催する事業</li> <li>3 公共的団体に加盟し、若しくは当該団体を構成する団体又はこれに類する団体が主催する事業</li> </ol>
屋外展示場及び多目的広場	全額免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する事業</li> <li>2 スポーツ振興団体が主催し、又は経費の一部を負担して共催する公益性の高い事業</li> <li>3 公共的団体が主催し、又は経費の一部を負担して共催する公益性の高い事業</li> <li>4 本市の区域内に所在する保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校が行う事業（中学校又は義務教育学校のクラブ活動を除く。）</li> </ol>

		5 開館又は周年記念として特別に行う事業
	半額免除	1 国又は三重県が主催し、又は経費の一部を負担して共催する事業 2 スポーツ振興団体に加盟し、若しくは当該団体を構成する団体又はこれに類する団体が主催する事業 3 公共的団体に加盟し、若しくは当該団体を構成する団体又はこれに類する団体が主催する事業
	2割免除	1 本市が経費の一部を負担して後援する事業 2 産業振興団体が主催する公益性の高い事業で、市長が必要と認めるもの

## 2 個人使用

サオリーナ及び三重武道館における個人使用（一般公開日における個人使用含む。）の場合において、本市の区域内に住所を有する者で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病手帳又はこれらに代わるものを保持し、受付においてこれを提示した者（使用に係る介助者を含む。）については、半額免除とする。